

神奈川県緊急消防援助隊受援計画

令和5年1月
神奈川県

神奈川県緊急消防援助隊受援計画

目 次

第1章 総則

第1 目的	1
第2 用語の定義	1
第3 連絡体制	1
第2章 応援等の要請	
第4 応援要請の手続	1
第5 知事による緊急消防援助隊の応援等の要請	1
第6 応援等要請のための市町村長の連絡	2
第7 緊急消防援助隊の応援決定通知等	3
第8 迅速出動等適用時の対応	3

第3章 受援体制

第9 消防応援活動調整本部の設置	4
第10 指揮本部の設置	5
第11 進出拠点	6
第12 宿営場所	6
第4章 指揮体制及び通信運用体制	
第13 指揮体制等	7
第14 通信運用体制	7

第5章 消防応援活動の調整等

第15 任務付与	8
第16 関係機関との活動調整	8
第17 資機材の貸出し及び地図の配付	8
第18 燃料補給場所	8
第19 燃料調達要請	9
第20 重機派遣要請	9
第21 物資等調達要請	9
第22 知事による増隊要請	9
第23 受援市町村の長による増隊要請のための連絡	9
第24 部隊移動	9
第25 長官の求め又は指示による部隊移動	9
第26 知事による部隊移動	10
第27 部隊移動に係る連絡	10

第6章 応援の引揚げの決定

第28 活動終了及び引揚げの決定	10
------------------	----

第7章 その他

第29 情報共有	11
第30 災害時の体制整備	11
第31 県の受援計画の策定	11
第32 消防本部の受援計画の策定	11
第33 航空部隊の受援計画	12
第34 地理情報	12
第35 県の訓練	12

資料等

資料1 用語の定義	14
資料2 神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧	16
資料3 応援要請時連絡先一覧表	18
資料4 市町村連絡先	23
資料5 西庁舎7階危機管理センター統制部配置図	24
資料6 進出拠点一覧表	25
資料7 指揮支援隊受入れヘリコプター臨時離着陸場一覧	27
資料8 宿営場所一覧表	28
資料9 神奈川県内の無線通信運用体制	30
資料10 チャンネル割当表	31
資料11 署活動用無線機周波数等一覧	32
資料12 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況	33
資料13 重機派遣及び物資等(燃料、食糧、生活必需品等)調達の要請先	35
資料14 災害医療拠点病院一覧表	37
別図第1 緊急消防援助隊 応援要請系統図	38
別図第2 緊急消防援助隊 部隊移動系統図(長官による部隊移動の求め又は指示)	39
※都道府県を越える部隊移動	
別図第3 緊急消防援助隊 部隊移動系統図(受援都道府県知事による部隊移動の指示)	40
※都道府県内の部隊移動	

様式1 調整本部の運営に係るチェックリスト	41
様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	44
様式3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表(指揮支援部隊、航空部隊を除く)	45
様式4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表	46

要請要綱別記様式1ー1 緊急消防援助隊の応援等要請

要請要綱別記様式1ー2 応援等要請のための連絡事項

要請要綱別記様式3ー2 緊急消防援助隊の応援等決定通知

要請要綱別記様式 3-3	緊急消防援助隊の出動隊数通知
要請要綱別記様式 4-1	緊急消防援助隊の引揚げ決定通知
要請要綱別記様式 6-1	部隊移動に関する意見（照会）
要請要綱別記様式 6-2	部隊移動に関する意見（回答）
要請要綱別記様式 6-4	緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式 6-5	緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式 6-6	緊急消防援助隊の部隊移動の指示
要請要綱別記様式 6-7	緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式 6-8	緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式 7	神奈川県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

神奈川県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 40 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、横浜市公安局とする。
- 2 代表消防機関代行は、代行順位第 1 位を川崎市消防局、第 2 位を相模原市消防局とする。
- 3 前項に定めるもののほか、用語については資料 1 のとおりとする。

(連絡体制)

- 第3 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 神奈川県内の消防機関連絡先は、資料 2 のとおりとする。
 - (2) 応援要請時の関係機関連絡先は、資料 3 のとおりとする。
 - (3) 神奈川県内市町村の連絡先は、資料 4 のとおりとする。
 - (4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線 F A X によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。
- なお、補充的な連絡手段として、LINE WORKS や電子メールを活用し、確実な連絡を行うものとする。

第2章 応援等の要請

(応援要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援要請及び当該要請に係る手続は、別図第 1 のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び神奈川県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断した場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して緊急消

防援助隊の応援の要請を電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これら把握した段階で有線 F A X により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1－1）。

(1) 災害の概要

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援の要請を行うものとする（要請要綱別記様式 1－1）。

3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、都道府県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援の要請を行うものとする（要請要綱別記様式 1－1）。

4 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 88 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

5 知事は、定期に被災地の市町村長から、災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

6 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に對して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長の連絡）

第 6 被災地の市町村長は、災害が発生し、その状況並びに当該被災市町村及び神奈川県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第 5 第 1 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災

害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これら把握した段階で有線 F A X により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1－2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

3 被災地の市町村長は、知事に対して前項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、さらに、第 5 第 1 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これら把握した段階で有線 F A X により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1－2）。

4 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第 2 項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援決定通知等）

第 7 知事は、長官から要請要綱別記様式 3－2 により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び受援市町村の長に対して通知するものとする（要請要綱別記様式 3－2）。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

2 神奈川県は、消防庁から要請要綱別記様式 3－3 により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を受援市町村の長に対して通知するものとする（要請要綱別記様式 3－3）。

（迅速出動等適用時の対応）

第 8 被災地の市町村長は、要請要綱第 5 条に規定する緊急消防援助隊の出動準備を行う災害又は要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1) 最大震度 6 弱以上（政令市は 5 強以上）の地震が発生した場合

(2) 大津波警報が発表された場合

(3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

2 知事は、要請要綱第 5 条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる災害が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする（要請要綱別記様式 1－1）。

- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合
は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

- 第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法
第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出勤し、かつ被災地が複数の場合は、神奈
川県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

なお、被災地が一つの場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMA T等の関
係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置で
きるものとする。

- 2 調整本部は、県庁西庁舎7階統制部室Bに設置するものとする。
3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受
けた者）をもって充てるものとする。
4 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び神奈川県に出勤した指揮支援部隊長をも
って充てるものとする。
5 調整本部の本部長は、次に掲げるとおりとする。
なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調
整部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。
(1) ぐらし安全防災局防災部消防保安課の職員
(2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
(3) 被災地を管轄する消防本部の職員
(4) 横浜市消防局航空隊及び川崎市消防局航空隊の職員

- 6 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部長、連絡先等につ
いて長官に対して速やかに連絡するものとする。

- 7 調整本部は、神奈川県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、
次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、神奈川県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
(2) 被災地消防本部、消防団、神奈川県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整
に関すること。
(3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
(4) 警察、自衛隊、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
(5) 神奈川県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
(6) 神奈川県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
(7) 神奈川県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。

- (8) その他必要な事項に関すること。

- 8 神奈川県は、資料5に定める資器材等及び調整本部を運用するために必要となる資
機材等を整備するものとする。

- 9 調整本部は、様式1～様式4を活用し、運営するものとする。

- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整
本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対し
て連絡するものとする。

- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対し
て連絡するものとする。

- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場
や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防
本部及び消防団の活動状況、神奈川県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告
するものとする。

- 14 調整本部は、指揮本部から緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと連絡を受けた
場合、又は緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、県内の被害状
況を勘案し、受入れ体制の支援をする消防(局)本部について、代表消防機関と調整す
る。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出勤が決定した場合は、被災地での緊急
消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む）の収集に関すること。
(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、
指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、
調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場
から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地
消防本部及び消防団の活動状況、神奈川県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を
報告するものとする。

- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、神奈川県
及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

第 11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとし、陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、資料 6 のとおりとする。なお、状況に応じ、被災地の近隣市町村を進出拠点とすることを考慮するものとする。

(2) 航空隊の集結地(活動拠点・ヘリベース)は横浜・ヘリポートとし、担当消防本部は、横浜市消防局とする。

(3) 指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所は、資料 7 のとおりとする。ただし、当該ヘリコプター離着陸場所が使用できない場合は、近隣のヘリコプター離着陸場所を考慮するものとする。

(4) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別途協議の上、定める。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとし、応援都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊又は土砂・風水害機動支援部隊(以下「応援都道府県大隊等」という。)に伝達する次の情報を提供することとする。

(1) 応援先市町村の災害の状況及び任務

(2) 応援先市町村の指揮者が指定する場所に至る道路の状況

(3) 連絡窓口

3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊等の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(宿営場所)

第 12 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、資料 8 のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第 13 調整本部は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部隊長は、調整本部の副本部長として、神奈川県内で活動する指揮支援隊を統括し、調整副本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

3 指揮者は、指揮支援副本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)の活動を指揮するものとする。

4 指揮支援隊長は指揮支援副本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援副本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援副本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 NBC 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援副本部長の管理の下で、当該NBC 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援副本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援副本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式 7 のとおりとする。

(通信運用体制)

第 14 神奈川県内の無線通信運用体制は、資料 9 のとおり定め、調整本部との連絡に際しては、統制波 1 により行うこととする。

2 都道府県大隊と指揮支援本部との連絡については、被災地活動拠点到着までは、統制波 1 により行うこととする。

3 被災地消防本部は都道府県大隊が被災地活動拠点到着を確認した後、基地局切離し作業を実施し、調整本部に報告を行う。調整本部は、被災地消防本部の連絡を受け、都道府県大隊に、指揮支援本部との連絡については資料 10 の各消防本部に設定されている基地局選択及び割当波により行うことを連絡する。以後、都道府県大隊と指揮

- 支援本部との連絡については、資料 10 に定める基地局選択及び割当波により行うこととする。
- 4 神奈川県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用周波数のチャンネルは資料 11 のとおりとする。
- 5 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、資料 12 のとおりとする。

第 5 章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

- 第 15 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

- 第 16 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

- 第 17 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(燃料補給場所)

- 第 18 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

(燃料調達要請)

- 第 19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は神奈川県災害対策本部と協

- 議し、災害時等における石油類燃料の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における燃料調達に関する協定を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。

(重機派遣要請)

- 第 20 調整本部は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は神奈川県災害対策本部と協議し、調整する。
- 2 災害時における重機派遣に関する協定（協定名称）を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。
- 3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水管機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

- 第 21 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は神奈川県災害対策本部と協議し、調整する。
- 2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。

(知事による増隊要請)

- 第 22 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に対して増隊の要請を行うものとする（要請要綱別記様式 1－1）。

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)

- 第 23 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（要請要綱別記様式 1－2）。

(部隊移動)

- 第 24 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

- 第 25 知事は、長官から要請要綱別記様式 6－1 により意見を求められた場合は、受援市町村の長に対して意見を求めるものとする（要請要綱別記様式 6－1）。
- 2 受援市町村の長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して回

- 答するものとする（要請要綱別記様式6－2）。
- 3 知事は、受援市町村の長の意見を付して、長官に対して回答するものとする（要請要綱別記様式6－2）。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6－4により連絡を受けた場合は、受援市町村の長に対して連絡するものとする（要請要綱別記様式6－4）。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6－5により神奈川県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする（要請要綱別記様式6－5）。

（知事による部隊移動）

- 第26 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、受援市町村の長の意見を把握するよう努めるとともに、神奈川県内の消防の応援の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して都道府県大隊等の長に対し指示を行うものとする（要請要綱別記様式6－6）。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、受援市町村の長及び移動先の市町村の長に対して通知するものとする（要請要綱別記様式6－7）。
- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに通知するものとする（要請要綱別記様式6－8）。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）

- 第27 調整本部は、部隊移動を行う場合は、神奈川県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）

- 第28 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知を有線FAXによ

- り速やかに行うものとする（要請要綱別記様式4－1）。
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

- 第29 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（災害時の体制整備）

- 第30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（神奈川県の受援計画の策定）

- 第31 知事は、神奈川県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、神奈川県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事、並びに神奈川県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、策定又は変更した旨を連絡するものとする。
- （消防本部の受援計画の策定）
- 第32 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、神奈川県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告する。

(航空部隊の受援計画)

第 33 航空部隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第 34 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) 各部隊の進出拠点
- (4) ヘリコプター離着陸場
- (5) 燃料補給可能場所
- (6) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (7) 物資補給可能場所
- (8) 救急医療機関（資料 14）

(県の訓練)

第 35 県は、原則年 1 回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成15年8月22日から施行する。

附 則

この計画は、平成17年2月21日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和5年1月1日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防第9号)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要項(平成16年3月26日消防第19号)」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防法第74号)」をいう。	
5	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
6	地区	神奈川県消防長会で定めた地区をいう。	
7	地区幹事消防機関	地区の連絡及び調整を行う消防(局)本部をいう。なお、当該消防機関が所管する市町村が被災し、任務を行うことが困難な場合は、この限りではない。	
8	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
9	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	要請要綱第2条(3)
10	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第2条(4)
11	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第41条の2
12	調整本部長	調整本部の長。神奈川県知事をもって充てる。	法第44条の2の3
13	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
14	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)
15	指揮支援部隊隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(3)
16	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
17	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第2節3
18	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の出動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画第2章第5節2
19	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
20	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
21	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
22	第一次出動都道府県大隊	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊をいう。	基本計画第4章2(1)
23	出動準備都道府県大隊	第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)

24	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っており、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
25	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
26	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
27	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること。又は法第44条の3の規定に基づき都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地へ出動することをいう。	要請要綱第2条(21)
28	資料編	神奈川県緊急消防援助隊受援計画(資料編)をいう。	

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間)	NTT		防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		e-mail アドレス	住 所
			〃 (夜間)	電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX		
第三ブロック	相模原	相模原市消防局	指 令 課	042-751-9111(代)	042-751-9284	557-9211	557-9200	X-014-557-9211	X-014-557-9200	sirei@city.sagamihara.lg.jp	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
		厚木市消防本部	警 防 課	046-221-2331	046-224-5370	560-9306	560-9300	X-014-560-9306	X-014-560-9300	lg6400c@city.atsugi.lg.jp	243-0003 厚木市寿町3-4-10
			指 令 課							lg6450c@city.atsugi.lg.jp	
		秦野市消防本部	警 防 課	0463-81-0119	0463-83-0022	559-9306	559-9300	X-014-559-9306	X-014-559-9300	f-keibou@city.hadano.lg.jp	257-0031 秦野市曾屋757
			情報指令課							f-sirei@city.hadano.lg.jp	
		大和市消防本部	警 防 課	046-261-1119	046-264-8327	561-9306	561-9300	X-014-561-9306	X-014-561-9300	sh_keibo@city.yamato.lg.jp	242-0018 大和市深見西4-4-6
			指令課							sh_shire@city.yamato.lg.jp	
	伊勢原	伊勢原市消防本部	警 防 救 急 課	0463-95-2119	0463-97-2158	562-9306	562-9300	X-014-562-9306	X-014-562-9300	keibou-kyukyu@city.isehara.lg.jp	259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
			情報指令係							keibi@city.isehara.lg.jp	
		海老名市消防本部	警 防 課	046-231-0355	046-234-7541	563-9203	563-9220	X-014-563-9203	X-014-563-9220	syobo-keibo@city.ebina.lg.jp	243-0411 海老名市大谷816
			警 備 課								
		座間市消防本部	警 防 課	046-256-2211(代)	046-256-2215	564-9306	564-9300	X-014-564-9306	X-014-564-9300	keibou@city.zama.lg.jp	252-0011 座間市相武台1-4B-1
			消防管理課指令係							syoubouk@city.zama.lg.jp	
		綾瀬市消防本部	消 防 総 務 課	0467-76-0119	0467-77-9200	566-9204	566-9220	X-014-566-9204	X-014-566-9220	wm.762113@city.ayase.lg.jp	252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30
			消防署管理担当							wm.760119@city.ayase.lg.jp	
		愛川町消防本部	警 防 班	046-285-3131	046-285-9119	579-9209	579-9200	X-014-579-9209	X-014-579-9200	syoubou@town.kanagawa-aikawa.lg.jp	243-0301 愛甲郡愛川町角田286-1
			通 信 班								
	小田原	小田原市消防本部	情 報 司 令 課	0465-49-4410	0465-49-2591	554-9209	554-9200	X-014-554-9209	X-014-554-9200	keibo@city.odawara.lg.jp	256-0813 小田原市前川183-18
		箱根町消防本部	消 防 署	0460-82-4511	0460-87-0911	576-9301	576-9300	X-014-576-9301	X-014-576-9300	jouhou@city.odawara.lg.jp	
			通信指令室							shoubousho@town.hakone.lg.jp	250-0404 足柄下郡箱根町宮ノ下467-1
		湯河原町消防本部	警 防 課	0465-60-0119	0465-63-7669	578-9306	578-9300	X-014-578-9306	X-014-578-9300	sirei@town.hakone.lg.jp	
			情報指令小隊							syokeibo@town.yugawara.lg.jp	259-0303 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22
	県西	湘南	情報機器室	0463-72-0015	0463-72-0117	570-9306	570-9300	X-014-570-9306	X-014-570-9300	tsuushin@town.yugawara.lg.jp	

※ 防災行政無線の発信は、「9-(局番号)-x x x x」

※ 衛星通信の「X」は、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」

神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧

資料2

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間)	NTT		防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		e-mail アドレス	住 所
			〃 (夜間)	電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX		
第一ブロック	—	神奈川県 くらし安全防災局	消 防 保 安 課	045-210-3436	045-210-8829	400-9305	400-9293	X-014-400-9305	X-014-400-9293	fm0313.n9f@pref.kanagawa.lg.jp	231-8588 横浜市中区日本大通1
			指 令 情 報 室	045-210-3456	045-201-6409	400-9313	400-9889	X-014-400-9313	X-014-400-9889	higaiokoku.393@pref.kanagawa.lg.jp	
	横浜	横浜市消防局	司 令 課	045-332-1351	045-331-5221	642-9209	642-9200	X-014-700-10-721	X-014-700-10-720	sy-shirei@city.yokohama.lg.jp	240-0001 横浜市長谷区川辺町2-9
		藤沢市消防局	警 防 課	0466-22-8182	0466-22-8184	553-9209	553-9200	X-014-553-9209	X-014-553-9200	fj-keibou@city.fujisawa.lg.jp	251-8801 藤沢市朝日町1-1
		平塚市消防本部	消 防 救 急 課	0463-21-3240	0463-24-0119	551-9201	551-9220	X-014-551-9201	X-014-551-9220	kyukyu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686 平塚市浅間町9-1
		茅ヶ崎市消防本部	情報指令課								
		茅ヶ崎市消防本部	警 防 救 命 課	0467-85-9945	0467-85-1112	555-9204	555-9220	X-014-555-9204	X-014-555-9220	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
			指令情報課								
		大磯町消防本部	通 信 指 令 室	0463-61-0911	0463-61-7412	569-9306	569-9300	X-014-569-9306	X-014-569-9300	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003 中郡大磯町大磯1075
	二宮町	二宮町消防本部	消 防 署	0463-72-0015	0463-72-0117	570-9306	570-9300	X-014-570-9306	X-014-570-9300	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1
			情報機器室								
	川崎	川崎市消防局	警 防 課	044-223-2606	044-223-2619	643-9209	643-9200	X-014-300-21-48441	X-014-300-21-48499	84keibou@city.kawasaki.lg.jp	210-8565 川崎市川崎区南町20-7
			指 令 課	044-223-2645	044-223-2654			X-014-300-21-48633	X-014-300-30-4	84sirei@city.kawasaki.lg.jp	
		横須賀市消防局	指 令 課	046-822-0119	046-823-3920	550-9212	550-9230	X-014-550-9212	X-014-550-9230	ii-fb@city.yokosuka.lg.jp	238-8550 横須賀市小川町11番地
	三浦半島	鎌倉市消防本部	指 令 情 報 課	0467-44-0119	0467-44-5551	552-9201	552-9200	X-014-552-9201	X-014-552-9200	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0058 鎌倉市大船3-5-10
		逗子市消防本部	通 信 指 令 室	046-871-0119	046-872-4330	556-9306	556-9300	X-014-556-9306	X-014-556-9300	honsho@city.zushi.lg.jp	249-0005 逗子市桜山2-3-31
		葉山町消防本部	消 防 署	046-876-0119	046-876-1263	567-9209	567-9200	X-014-567-9209	X-014-567-9200	syousou@town.hayama.lg.jp	240-0112 三浦郡葉山町堀内2050-10

※ 防災行政無線の発信は、「9-(局番号)-x x x x」

※ 衛星通信の「X」は、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」

応援要請時連絡先一覧表(陸上部隊)

【主要関係機関】

区分	基本計画	首都直下AP	都道府県	代表消防機関	時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
							電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
第1次出動隊代表	都道府県	○	千葉県	千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
	都道府県	○	東京都	東京消防庁	夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3689	101-800-3690	101-800-3689
	都道府県	○	山梨県	甲府地区広域(事)	昼間	警防課	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213		
	都道府県	●	静岡県	静岡市消防局	夜間	指令課	055-222-1190	055-222-2119				
	都道府県	○	宮城県	仙台市消防局	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080		
	都道府県	○	宮城県	仙台市消防局	夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128	022-176-6010	022-176-6080		
	都道府県	○	山形県	山形市消防本部	昼間	警防課	023-634-1197	023-631-7320	006-744-901	006-744-950		
	都道府県	○	福島県	福島市消防本部	夜間	通信指令課	024-534-9102	024-534-0310	007-270-02	007-270-10		
	都道府県	○	茨城県	水戸市消防本部	夜間	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451		
	都道府県	○	栃木県	宇都宮市消防局	夜間	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451		
都道府県出動準備代表	都道府県	○	群馬県	前橋市消防局	昼間	通信指令課	028-625-5599	028-625-3001	009-651-02	009-651-01		
	都道府県	○	埼玉県	さいたま市消防局	夜間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490		
	都道府県	○	新潟県	新潟市消防局	昼間	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095		
	都道府県	○	新潟県	新潟市消防局	夜間	警防部指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5321	011-704-5390		
	都道府県	○	長野県	長野市消防局	昼間	警防課	025-288-3250	025-288-3255	015-492-2053	015-492-2049		
	都道府県	○	長野県	長野市消防局	夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275	015-492-2085	015-492-2079		
	都道府県	○	岐阜県	岐阜市消防本部	昼間	警防課	026-227-8000	026-228-6398	020-202-8-124	020-202-719		
	都道府県	○	愛知県	名古屋市消防局	夜間	通信指令課	026-226-0119	026-228-6398	020-202-8-160	020-202-719		
	都道府県	○	滋賀県	防災危機管理局	昼間	指令課	058-262-8151	058-266-8155	021-418-2-2531	021-418-719		
	都道府県	○	松江市消防本部	山口県	夜間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555		
首都直下AP即時応援都道府県代表消防機関	都道府県	○	徳島県	徳島市消防局	夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119	023-700-6300	023-700-5555		
	都道府県	○	香川県	高松市消防局	夜間	消防部指令課	077-528-3431	077-528-6037	025-100-822	25-822	25-850	
	都道府県	○	高知県	高知市消防局	夜間	消防部指令課	077-528-3436	077-523-6390	025-100-822	25-822	25-850	
	都道府県	○	徳島県	徳島市消防局	夜間	消防部指令課	0852-32-9131	0852-22-9150	032-422-2-143	032-422-2-119	422-81	422-81
	都道府県	○	山口県	下関市消防局	夜間	通信指令課	083-233-9119	083-224-0119	035-451			
	都道府県	○	徳島県	徳島市消防局	夜間	警防課	088-656-1192	088-656-1202	036-386-2220	036-386-2290		
	都道府県	○	香川県	高松市消防局	夜間	通信指令課	088-656-1190	088-656-1190	036-386-2888			
	都道府県	○	愛媛県	松山市消防局	夜間	情報指令課	087-861-2500	087-861-1544	037-431-3411	037-431-3499		
	都道府県	○	高知県	高知市消防局	夜間	警防課	089-926-9220	089-926-9188				
	都道府県	○	高知県	高知市消防局	夜間	通信指令課	089-926-9200	089-926-9198				

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

資料3

応援要請時連絡先一覧表 (県・国・代表消防機関・指揮支援部隊)

【主要関係機関】

区分	名称		時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話		
					電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
県・ 代表 消防 機関 等	神奈川県		昼間	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	014-400-9305	014-400-9734	14-9722		
			夜間	安全防災局指令情報室	045-210-3456	045-201-6409					
	代表	横浜市消防局	昼間	警防部司令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-720			
			夜間								
	(代行)	川崎市消防局	昼間	警防部警防課	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499			
			夜間	警防部指令課	044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4			
	(代行)	相模原市消防局	昼間	警防課	042-751-9140	042-786-2472	014-557-9211	014-557-9200			
			夜間	指令課	042-751-9111	042-751-9284					
	国	総務省消防庁		昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	120-90-49013	120-90-49033
				夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	120-90-49102	120-90-49036
所 指 揮 消 援 機 関 隊	基本計画	AP	東京消防庁 (○統括指揮支援隊)	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
	○			夜間							
	○		さいたま市消防局	昼間	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095		
				夜間	警防部指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5321	011-704-5390		
	●	名古屋市消防局 (●指揮支援部隊長)	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555			
			夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119					
	●	静岡市消防局	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080			
			夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128					
	●	浜松市消防局	昼間	警防課	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080			
			夜間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198					

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

区分	基本 面	計	首都直下 AP	名称	時間 帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
							電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
出 動 準 備	○ 地上			群馬県	昼間 夜間	消防保安課	027-226-2250	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
	○ 地上			埼玉県	昼間 夜間	消防防災課 システム管理室	048-830-8171 048-830-8111	048-830-8159 048-830-8119	011-200-6-8171 011-200-6-8111	011-200-6-8159 011-200-6-8119	11-6-8171 11-6-8111	11-6-8159 11-6-8119
	○ 地上・航空			新潟県	昼間 夜間	消防課 警備員室(宿日直)	025-282-1664 025-285-5511	025-282-1667	015-401-20-6442 〃 警備員室連絡後	015-401-20-6497 〃 警備員室連絡後	15-11	15-11
	○ 地上			長野県	昼間 夜間	消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-211	20-241
	○ 地上・航空	● 地上		岐阜県	昼間 夜間	消防課 災害情報集約センター	058-272-1122 058-272-1034	058-271-4119	021-400-730	021-400-725	21-670 21-671	21-679
	○ 地上・航空			愛知県	昼間 夜間	消防保安課 宿日直室	052-954-6141 052-954-6844	052-954-6994 052-954-6995	023-600-2539 023-600-5250	023-600-4694 023-600-4695	23-2539 23-5250	23-4694 23-4695
	○ 地上・航空			滋賀県	昼間 夜間	防災危機管理局	077-528-3431 077-528-3436	077-528-6037 077-523-6390	025-100-822 025-100-898	025-100-850	25-822 25-898	25-850
	○ 航空			富山県	昼間 夜間	消防課 宿直室	076-444-3188 076-444-3187	076-432-0657	016-111-3364 016-111-3363	016-111-2827		
	○ 航空			福井県	昼間 夜間	危機対策・防災課	0776-20-0309 076-20-0742	0776-22-7617	018-111-610-2176 018-111-610-4447		18-111	18-113
	○ 航空			三重県	昼間 夜間	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	024-101-8-2108	024-101-8-2199	24-11	24-11(切替)
	○ 航空			大阪府	昼間 夜間	危機管理室消防保安課 危機管理室当直室	06-6944-6458 06-6944-6021	06-6944-6654	027-200-200-4874 027-200-200-6021	027-200-200-6654	27-4868 : 27-4877 27-8921	27-4870
				島根県	昼間 夜間	消防総務課 危機管理当直	0852-22-5884 0852-22-6446	0852-22-5930	032-300-2-5884 032-300-2-6446	032-300-2-5930	32-2-5884 32-2-6446	32-2-5930

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

応援要請時連絡先一覧表(都道府県防災主管課)

【主要関係機関】

区分	基本 面	計	首都直下 AP	名称	時間 帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
							電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
第 1 次 出 動	○ 地上・航空			千葉県	昼間 夜間	危機管理課 危機管理課情報通信管理室	043-223-2175 043-223-2178	043-222-1127 043-222-5219	012-500-7320 012-500-7225	012-500-7298 012-500-7110	500-7320 500-7225	500-7298 500-7110
	○ 指揮・地上・ 航空			東京都	昼間 夜間	総合防災部防災対策課 夜間防災連絡室	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958	013-100-70671 013-100-70349	013-100-70013 013-100-70023	13-70671 13-70349	13-70013 13-70023
	○ 地上・航空			山梨県	昼間 夜間	防災局消防保安課 県庁宿直経由	055-223-1430	055-223-1429 055-223-1858	019-200-2538	019-200-2519 019-200-2535	19-2538	19-2529
	○ 地上・航空	● 指揮・地上・ 航空		静岡県	昼間 夜間	危機管理部消防保安課 防災当直	054-221-2073 054-221-2072	054-221-3327 054-221-3252	022-100-2073 022-100-2072	022-100-6250	22-32 22-21	22-26
	○ 航空			埼玉県	昼間 夜間	消防防災課 システム管理室	048-830-8171 048-830-8111	048-830-8159 048-830-8119	011-200-6-8171 011-200-6-8111	011-200-6-8159 011-200-6-8119	11-6-8171 11-6-8111	11-6-8159 11-6-8119
	○ 航空			茨城県	昼間 夜間	消防安全課 宿直担当	029-301-2896 029-301-2885	029-301-2887 029-301-2898	008-100-2896 008-100-2885	008-100-2887 008-100-2898	08-2896 08-2885	08-2898 08-2898
	○ 航空			栃木県	昼間 夜間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2136	009-500-2146	09-7501	09-7506
	○ 航空			長野県	昼間 夜間	消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-211	20-241
	○ 航空	● 指揮・地上・ 航空		愛知県	昼間 夜間	消防保安課 宿日直室	052-954-6141 052-954-6844	052-954-6994 052-954-6995	023-600-2539 023-600-5250	023-600-4694 023-600-4695	23-2539 23-5250	23-4694 23-4695
	○ 地上・航空			宮城県	昼間 夜間	消防課 防災センター	022-211-2374 022-211-2140	022-211-2398	004-220-8-2374 004-220-8-2140	004-220-8-2398	04-82374 04-82140	04-8-2398 04-8-2120
	○ 地上			山形県	昼間 夜間	危機管理課 宿直室	023-630-2227 023-630-2754	023-633-4711	006-800-1245 006-800-1011	006-800-1502	06-511	06-500
	○ 地上・航空			福島県	昼間 夜間	消防保安課 担当携帯電話	024-521-7190 080-6028-8970	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5625	07-61	07-60
出 動 準 備	○ 地上			茨城県	昼間 夜間	消防安全課 宿直担当	029-301-2896 029-301-2885	029-301-2887 029-301-2898	008-100-2896 008-100-2885	008-100-2887 008-100-2898	08-2896 08-2885	08-2898 08-2898
	○ 地上			栃木県	昼間 夜間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2136	009-500-2146	09-7501	09-7506

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

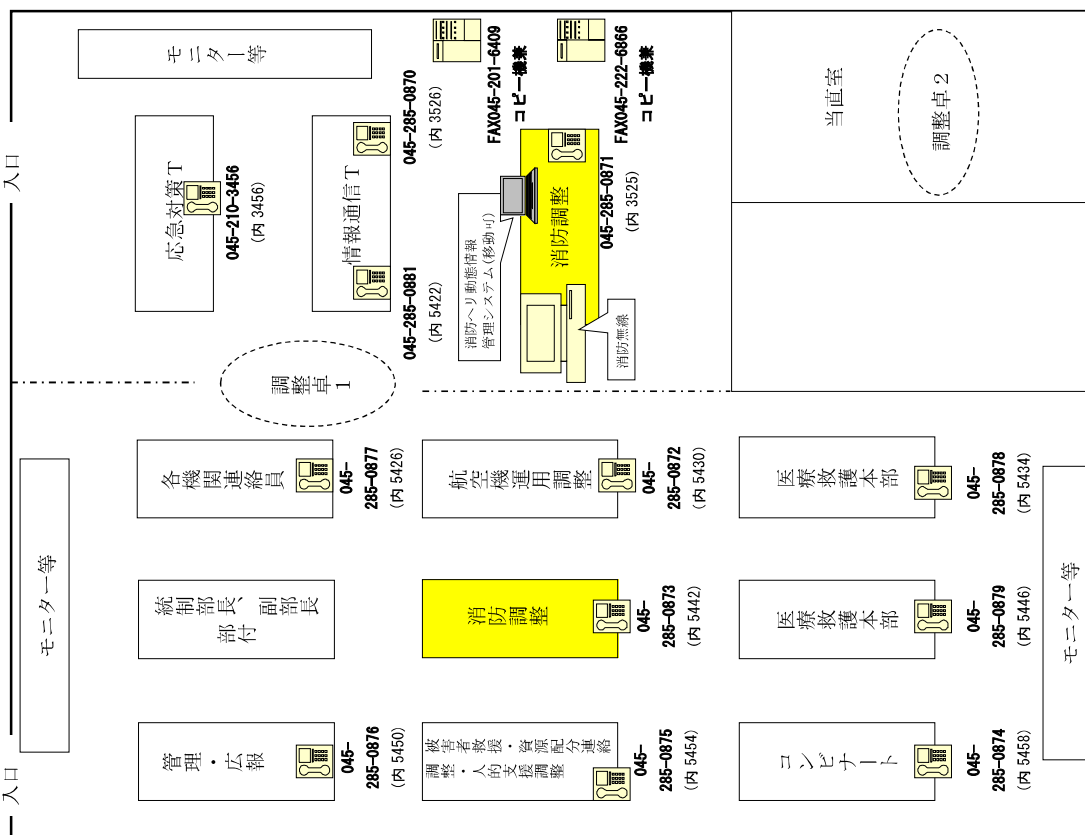
市町村連絡先

市町村名	室 課 名	電 話 番 号 FAX番号	夜間、休日の 通 信 先	防 災 行 政	住 所
横 浜	市総務局緊急対策課	045-671-2064 045-641-1677	045-671-2064 045-200-2890	9-640 9-641	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
川 崎	市総務局危機管理課	044-200-2840 044-200-3972	044-200-2890 044-707-7044	9-641 9-557	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
相 模 原	市危機管理課	042-707-7044 042-769-8326	042-707-7044 042-707-7044	9-557 9-550	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
横 須 賀	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
平 塚	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
鎌 倉	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
藤 沢	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
小 田 原	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
茅 ヶ 崎	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
逗 子	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
三 浦	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
秦 野	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
厚 木	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
大 和	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
伊 勢 原	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
海 老 名	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
座 間	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
南 足 柄	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
綾 瀬	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
葉 山	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
寒 川	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
大 磯	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
二 宮	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
中 井	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
大 井	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
松 田	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
山 北	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
開 成	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
箱 根	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
其 々	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
湯 河 原	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
愛 甲	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11
清 川	市危機管理課	046-822-5357 046-827-3151	046-822-5357 046-822-5357	9-551 9-551	〒238-8550 横須賀市小川町11

【主要関係機関】			応援要請時連絡先一覧表（航空小隊）									
区分	基本計画	登録通下AP	航空部隊名	時間帯	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話		
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
第1次出動航空小隊	○		東京消防庁	昼間 夜間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704			
	○		埼玉県	昼間 夜間	防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95			
	○		山梨県	昼間 夜間	消防防災航空隊 防災局消防保安室(県庁直轄直)	0551-20-3601 055-223-1430	0551-20-3603 055-223-1858	019-416 (417) 019-200-2538		019-200-2535	19-2538	19-2529
	○		茨城県	昼間 夜間	防災航空室 防災・危機管理課	029-857-8511 029-301-2885	029-857-8501 029-301-2898	008-120-8400 008-100-2885	008-120-8450		08-2885	08-2885
	○		栃木県	昼間 夜間	消防防災航空隊 航空隊長機庫	028-677-1119 090-1655-8475	028-677-0775	009-511-03	009-511-01			
	○		千葉県消防局	昼間 夜間	警防部警防課 ちば消防本部指令センター	043-202-1612 043-223-1831	043-202-1654 043-202-1678	012-101-800-3111 012-101-800-3690	012-101-800-3109 012-101-800-3669	101-800-3111	101-800-3109	101-800-3669
	○		長野県	昼間 夜間	消防防災航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-21	020-554-76			
	●		静岡県	昼間 夜間	消防防災航空隊 県庁防災当直	054-261-4483 054-221-2072	054-261-4761 054-221-3252	022-137-9000 022-100-2072	022-137-8001			
	●		静岡県消防局	昼間 夜間	消防防災航空隊 消防部指令課	054-261-4483 054-280-0120	054-261-3019 054-267-3022	022-176-6010		022-176-6080		
	●		名古屋市消防局	昼間 夜間	消防部消防課 消防部指令課	052-972-3557 052-972-3534	052-951-8463 052-953-0119		023-700-6300	023-700-5555		
	●		徳島県	昼間 夜間	消防防災航空隊 県庁本署室	088-683-4119 088-621-2057	088-683-4121 088-624-1063	036-211-0-378 036-211-2057				
	●		香川県	昼間 夜間	消防防災航空隊 危機管理課守衛室	087-879-0119 087-831-1111	087-879-1400	037-433-561	037-433-581			
	○		宮城県	昼間 夜間	防災ヘリコプター管理事務所 航空隊長公用機庫	0223-24-0741 090-6787-6588		0223-24-0872	001-010-8816-2346-12557 001-010-8816-2346-12558			
	○		仙台市消防局	昼間 夜間	消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	7-004-621-2371	7-004-621-2379			
出動準備航空小隊	○		福島県	昼間 夜間	消防防災航空センター 隊長公用機	0247-57-3000 090-6258-0836	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10			
	○		新潟県	昼間 夜間	消防防災航空隊 公用機庫(隊長)	025-270-0263 090-8943-9409	025-270-0265	015-524-10	015-524-40			
	○		富山県	昼間 夜間	防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066	016-111-80-41-9-10	016-111-80-41-10			
	○		福井県	昼間 夜間	危機対策・防災課	0776-20-0309 076-20-0742	0776-22-7617	018-111-610-2176 018-111-610-4447		18-111	18-113	
	●		岐阜県	昼間 夜間	防災航空センター 消防航空隊長公用機庫	058-385-3772 090-1091-1924	058-385-3774	021-650-701	021-650-719			
	●		浜松市消防局	昼間 夜間	警防部指令課 情報指令課	053-475-7531 053-475-7552	053-475-7539 053-472-1198	022-179-6010	022-179-6080			
	●		愛知県	昼間 夜間	消防航空隊	0568-29-3121	0568-29-3123	023-200-31	023-200-11			
	○		三重県	昼間 夜間	防災対策総務課 防災航空班	059-235-2555	059-235-2557			8-145-**-11	8-145	
	○		滋賀県	昼間 夜間	防災航空隊 隊長公用機庫	0748-52-6677 090-6916-0678	0748-52-6679	025-100-3-140-0	025-100-3-140-1			
	○		大阪市消防局	昼間 夜間	航空隊 警防部司令課(指令情報センター)	072-992-4900 06-4393-4988	072-991-0119 06-4393-4060	027-400-1-701 027-400-3				

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合に「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

資料5

[illegible]

- * この配置は固定ではなく、災害対応の必要に応じて柔軟に変更する。
- * その他、ホワイトボード等を活用する。

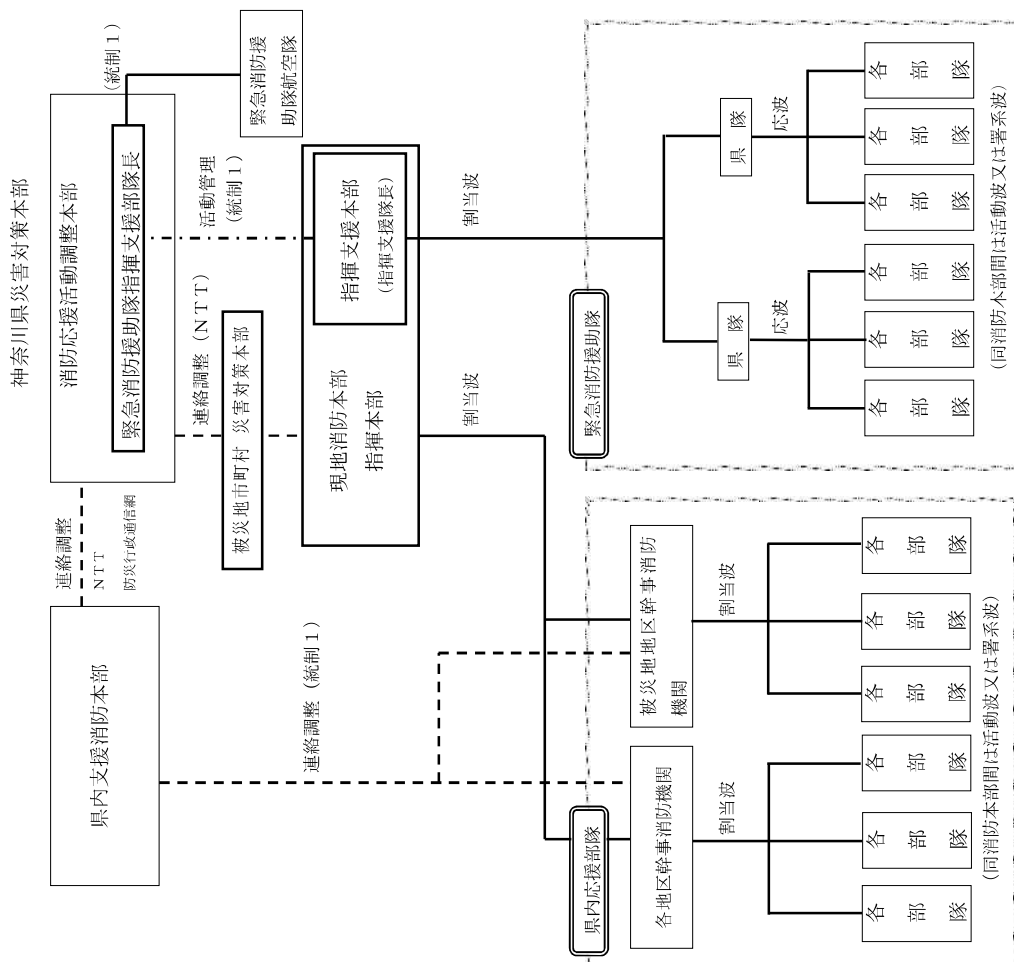
[illegible][illegible]

[illegible]

宿営場所一覧表

[illegible]

神奈川県の無線通信運用体制



* 凡例

統制 1 : 統制波 1

主 6 : 主運用波 6 (神奈川県割当て波)

活動波 : 市町村波

応 波 : 応援都道府県の主運用波 1 ~ 7 (6 以外)

割当て波 : 統制波 2、3 または主運用波 6

※資料10を参照

チャネル別割当表

管轄消防本部	エリア	チャネル	基地局	予備チャネル	基地局
横浜市消防局	横浜市	主運用波 6	円海山基地局		
		統制波 2	西谷基地局		
		統制波 3	都筑基地局		
川崎市消防局	川崎市	主運用波 6	川崎・梶ヶ谷 西生田基地局	統制波 2	川崎・梶ヶ谷 西生田基地局
相模原市消防局	相模原市	主運用波 6	相武台・小仏基地局	統制波 3	相武台基地局
横須賀市消防局	横須賀市 三浦市	統制波 2	横須賀基地局	主運用波 6	横須賀基地局
平塚市消防本部	平塚市	統制波 2	防災センター基地局		
鎌倉市消防本部	鎌倉市	統制波 3	鎌倉基地局		
藤沢市消防局	藤沢市	統制波 2	藤沢基地局		
小田原市消防本部	小田原市 中井町	統制波 3	曽我基地局		
	南足柄市 開成町				
	大井町 松田町	主運用波 6	足柄基地局		
	山北町				
	茅ヶ崎市 寒川町	統制波 3	茅ヶ崎基地局		
逗子市消防本部	逗子市	主運用波 6	鎌倉基地局		
秦野市消防本部	秦野市	統制波 2	秦野基地局		
厚木市消防本部	厚木市 清川村	統制波 3	防災センター基地局		
大和市消防本部	大和市	統制波 3	相武台基地局	統制波 3	柏ヶ谷基地局
伊勢原市消防本部	伊勢原市	主運用波 6	防災センター基地局		
海老名市消防本部	海老名市	統制波 2	柏ヶ谷基地局		
座間市消防本部	座間市	統制波 2	柏ヶ谷基地局		
綾瀬市消防本部	綾瀬市	統制波 2	柏ヶ谷基地局		
葉山町消防本部	葉山町	統制波 2	横須賀基地局	主運用波 6	横須賀基地局
大磯町消防本部	大磯町	主運用波 6	曽我基地局	統制波 2	曽我基地局
二宮町消防本部	二宮町	主運用波 6	曽我基地局	統制波 2	曽我基地局
箱根町消防本部	箱根町	主運用波 6	箱根湯本基地局 箱根仙石原基地局	統制波 2	箱根湯本基地局 箱根仙石原基地局
湯河原町消防本部	湯河原町 真鶴町	主運用波 6	湯河原基地局		
愛川町消防本部	愛川町	統制波 2	愛川基地局		